（児童自立支援施設の長の資格等）

第八十一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

［一・二　略］

二の二　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

［三・四　略］

２　［略］

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条　児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

［一・二　略］

二の二　精神保健福祉士の資格を有する者

二の三　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

［三～八　略］

２　［略］

（児童生活支援員の資格）

第八十三条　児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

［一・二　略］

二の二　精神保健福祉士の資格を有する者

二の三　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（児童指導員の資格） **第二十一条**　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　略］ 三の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ［四～十　略］ ２　前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（児童指導員の資格） **第二十一条**　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ［四～十　同上］ ２　前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

附　則

この府令は、令和八年三月一日から施行する。